

放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送に関する検討会（第 1 回会合）  
議事録（案）

日時 平成 1 6 年 5 月 1 0 日（月）

9 時 3 0 分 ~ 1 1 時 1 0 分

場所 総務省第 1 特別会議室（8 階）

9時30分 開会

藤野衛星放送課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」第1回会合を開催いたします。

当検討会の事務局を担当させていただきます、総務省衛星放送課の藤野でございます。座長が選出されますまで進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、当検討会の開催に当たりまして、情報通信政策局長の武智よりご挨拶を申し上げます。

武智情報通信政策局長 おはようございます。ただいまご紹介に預かりました情報通信政策局長をしております武智でございます。本日はお忙しい中、「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」、大変長い名前ではありますが、この検討会の第1回会合にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、皆様方におかれましては、平素から情報通信行政に対して格別のご支援とご協力を賜っている次第でございます、この場をおかりいたしまして改めて厚く御礼申し上げたいと思えます。

さて、本検討会につきましては2つのテーマを取り扱ってまいります。一つが、放送分野における個人情報の保護の在り方であり、もう一つが、IT時代の衛星放送の在り方でございます。

まず第1点の課題でございます、放送分野における個人情報の取扱いについてでございますけれども、これまでも総務省といたしましては幾つかの措置をしているところでございます。例えば、平成8年9月の「放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン」、また平成15年4月17日には「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」を策定しておりまして、これまでもこれらのガイドライン等に基づく個人情報の適正な取扱い方をされるよう、各放送事業者への個別の指導や周知に努めてまいったところでございます。しかしながら、近年、放送を受信するために契約の締結を要する放送、いわゆる有料放送でございますが、これが拡大し、また双方向サービスが進展しているところでございますが、これらに伴いまして、放送に関して取り扱われる個人情報が量的にも増加し、内容的にも多様化してきているわけでございます。そういった中で先般、テレビショッピング番組関係事業者による個人情報漏洩事

案などの件が発生しているところでございます。今後、ITが進展をする中で放送事業者等が取り扱う個人情報の量はますます膨大になっていくものと想定されるところであります。

また、ご案内のとおり、昨年の通常国会におきまして「個人情報の保護に関する法律」が成立し、これが平成17年4月から全面施行となる予定となっております。これからは、これまで以上に放送事業者等には個人情報の適正な取扱いが強く求められるわけでございますし、また、総務省といたしましても、国民・視聴者が安心して放送サービスの提供を受けることができ、放送の健全な発達に資するよう、放送受信者の個人情報の取扱いに関して早急に検討をする必要が生じているわけでございます。

次に、第2の課題であります衛星放送の在り方についてでございますけれども、平成元年に本格的な放送開始があったわけでございますが、これから既に15年が経過いたしております。この間、放送においては準基幹的な役割と国民・視聴者の多様なニーズに応えるといった役割を果たしてきたわけでございますけれども、また、テレビジョン放送の高精細度化、また放送の多様化、高機能化にも先鞭をつけてきたところでございます。

しかしながら、これまでの着実な普及の一方で、これまでにない環境の変化も生じているわけであります。昨今の通信サービスにおけるブロードバンド化、そして地上放送のデジタル化などにおいて、家庭においても大容量のデジタル情報の受信が可能となるIT化の動きが、衛星放送のほかにも多様なメディアによって進展しているわけでございます。

そのような中で、衛星放送に期待される役割も当然変化が予想されるところでございまして、総務省といたしましても、21世紀の豊かなIT社会づくりといった観点から、よりアクセスしやすく、そして魅力のある、安心できる衛星放送の在り方について検討する必要が生じているわけでございます。

このようにいろいろな課題がある中で、先生方には大変面倒なご議論をお願いするわけでございますが、来年4月の個人情報保護法の完全施行に向けては、各放送事業者において準備もあると思いますので、この検討会では夏ごろまでに放送分野における個人情報保護指針を中心にご検討をお願いし、そして今年年末ごろまでにその深掘り、そして2番目の課題であります衛星放送の在り方に関する諸問題について取りまとめをお願いできればありがたいと考えているところでございます。

以上、大変簡単ではございますが、この二つの課題につきまして、今後の有意義な議論をお願いいたしまして、冒頭におきます私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよ

るしくお願いいたします。

藤野衛星放送課課長補佐 それでは、初回の会合ということでございますので、私のほうから検討会構成員の先生方のご紹介をさせていただきます。

座席順に従いまして、ご紹介させていただきます。

株式会社日本総合研究所法務部長でいらっしゃいます大谷和子構成員。

上智大学文学部助教授の音好宏構成員。

早稲田大学理工学部教授の高畑文雄構成員。

横浜国立大学経営学部教授の鳥居昭夫構成員。

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授の藤原静雄構成員。

立教大学法学部教授の舟田正之構成員。

続いて、総務省側出席者の紹介をさせていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました、情報通信政策局長の武智でございます。

官房審議官の藤岡でございます。

情報通信政策局総務課長の福岡でございます。

放送政策課長の安藤でございます。

放送技術課長の浅見でございます。

地上放送課長の南でございます。

地域放送課長の小暮でございます。

衛星放送課長の今林でございます。

衛星放送課調査官の伊藤でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただく前に、本日本配布しております資料の確認をさせていただきます。

資料は、座席表、議事次第のほか14点ございます。

まず、資料1-1としまして「開催要綱（案）」、資料1-2といたしまして「検討会の公開（案）」、資料1-3といたしまして「我が国の衛星放送の現況」、資料1-4-1といたしまして「『BS放送のデジタル化に関する検討報告書』の概要」、資料1-4-2といたしまして「『BS放送のデジタル化に関する検討報告書』を受けた措置について」、資料1-5-1といたしまして「我が国における個人情報保護への取組みの経緯」、資料1-5-2でございますが、「『個人情報の保護に関する法律』（平成15年5月3

0日法律第57号)の概要」、資料1-5-3「OECD理事会勧告(昭和55年)の8原則と『個人情報の保護に関する法律』第4章第1節等の規定との対比」、資料1-5-4といたしまして「『個人情報の保護に関する法律』第4章第1節の規定と主な個人情報保護関係指針の項目対照表」、資料1-5-5として「個人情報保護関係法令集」、資料1-5-6といたしまして、若干分厚うございますけれども、「個人情報保護規定集成」、資料1-5-7といたしまして「最近の情報漏洩事案について」、資料1-5-8といたしまして「放送事業者等が加入契約締結に際して取得する契約書の個人情報」、資料1-6といたしまして「『放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会』の進め方(案)」。

以上14点でございます。

不足等はありませんでしょうか。

よろしければ、次の議事にまいります。開催要綱の決定をお願いしたいと思います。事務局で案を作成させていただきましたので、これによりご説明させていただきます。

(資料1-1(別紙を除く。))読上げ)

あとは別紙で、各先生方の構成員名簿が付してございます。

以上についてご質問、ご意見等がございますでしょうか。

よろしければ、資料1-1の案について本検討会の開催要綱として決定いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

それでは、議事4でございますが、ただいま決定していただきました開催要綱に基づきまして、構成員の中から座長をお選びいただきたいと思いますと思っております。

開催要綱では、ただいま読み上げましたように構成員の互選となっておりますが、事務局では舟田構成員に座長をお願いしたいと思いますと思っております。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」)

それでは舟田先生、座長をお願いいたします。

それでは、この後の進行は座長の舟田構成員をお願いいたします。

舟田座長 ただいま座長に選出されました舟田でございます。まず、皆様よろしく願いいいたします。

次に、開催要綱に基づきまして、私から座長代理を指名させていただきます。

当検討会の座長代理は、早稲田大学の高畑構成員をお願いしたいと思います。よろしく願いいいたします。

それでは議事に従いまして、次に当検討会の会議の公開について審議いたします。資料が用意されていますので、事務局から説明をお願いいたします。

藤野衛星放送課課長補佐 それでは、お手元の資料 1 - 2 でございます。「検討会の公開（案）」をご用意させていただいております。これをまた読み上げさせていただきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

（資料 1 - 2 読上げ）

別添として、参考といたしまして、平成 7 年の閣議決定でございますが、「審議会等の透明化、見直し等について」の抜粋をつけさせていただいております。

こういう形でお願いできるかと思いますが、ご審議をお願いいたします。

舟田座長 皆様、いいがでしょうか。

議事録、議事要旨の「速やかに」というのはなかなか難しいのですが、皆さん、私もそうですね、なるべくご協力いただければと思います。

それでは、異議がございませんようでしたら、事務局提案のとおりとさせていただきたいと思います。

次に、我が国の衛星放送の現況及び第 5 世代放送衛星による B S 放送について、事務局から説明をお願いいたします。

藤野衛星放送課課長補佐 資料 1 - 3、資料 1 - 4 - 1、資料 1 - 4 - 2 の 3 点に基づきまして順次、我が国の衛星放送の現況等についてご説明申し上げます。

まず、資料 1 - 3 でございます。表紙をめくっていただきまして、まず、我が国の放送メディア全般についての概観から始まっております。1 ページでございますが、表がございまして、上のほうが地上放送、真ん中に衛星放送、一番下にケーブルテレビとなっております。

地上放送は、大正 1 4 年にラジオが開始いたしまして、テレビジョンが昭和 2 8 年から始まっております。そして順次デジタル化の動きがありまして、去年からデジタル放送が実際に始まっております。衛星放送につきましては、平成元年に B S 放送が本格的に開始、そして C S 放送が平成 4 年から開始されておりまして、こちらは平成 8 年から順次デジタル化の動きが始まっております。B S のデジタル放送は平成 1 2 年 1 2 月から開始しております。ケーブルテレビでございますが、昭和 3 0 年に開始いたしまして、平成 1 0 年からデジタル放送の動きが開始されております。

次のページから、その中の衛星放送についてということでご紹介しております。2 ペー

ジは、日本地図の上に軌道図が載っておりまして、我が国の衛星放送で用いている衛星について紹介しております。

左側2つというのでしょうか、4つというのでしょうか、BSAT-1a、BSAT-1b、それからBSAT-2a、BSAT-2c、この、予備機を含めて4基の衛星がBS放送に用いているものでございまして、さらに横のN-SAT-110から右側が基本的にCS放送に用いているものでございます。BS放送は、放送衛星業務用の周波数とされております12GHz帯あたりなのですが、これを用いた放送を行っているもので、詳細については3ページから10ページでまたご説明させていただきます。それからCS放送は、11ページから15ページでまたご説明させていただきますけれども、放送衛星業務用以外の周波数を用いているものでございます。

3ページからBS放送について概略をご紹介します。

これまで、BS放送に用いております衛星は大雑把に言いまして、おおむね4世代にわたって運用されてきております。一番上に第1世代とありますが、最初の実験用の中型放送衛星により行われました衛星放送実験でございまして、昭和53年から57年まで行われました。衛星放送技術の確立を目的として行われたものでございます。本格的な衛星放送は第2世代の放送衛星2号(BS-2)によって開始されたものでございます。BS-2はBS-2a、BS-2bとありますが、BS-2aでまずNHKが昭和59年に試験放送を開始いたしまして、BS-2bに移った後、平成元年から本放送を開始、そして受信料の徴収も同じ年から開始されたものでございます。

第3世代は、平成2年から平成9年がこの第3世代の衛星を使った放送が行われたわけですが、NHKのほかWOWOWによって民間の放送も開始されたところでございます。そして、平成3年からはハイビジョンの試験放送が開始され、ハイビジョンの放送はその後、実用化試験放送等に位置づけを変えながら現在まできておるものでございます。

現在、基本的に使われている放送衛星は一番下の第4世代のものでございまして、現在アナログ放送の現用機として使われているBSAT-1aが平成9年に打ち上げられ、現在まで使用されております。このBSAT-1aの予備機が、BSAT-1aの下に書いてありますが、BSAT-1bでありまして、基本的にはこの2つの体制でアナログ放送を行ってきております。

BSデジタル放送の開始に際してこれを使用しようということで打ち上げられましたBSAT-2a等は、平成13年に打ち上げられました。当初は、BSデジタル放送の開始

から若干遅れたところでもあり、B S A T - 1 bも使っていましたが、現在はB S A T - 2 aとその予備機であるB S A T - 2 cでデジタルの放送は行われております。

次は、4ページでございます。ただいまは衛星の使用の変遷に伴う経過をごらんいただいたわけですが、4ページは、周波数の使用状況の変遷をまとめたものでございます。

上から下にかけて時系列で並んでおりまして、一番上の昭和59年のNHKの試験放送から始まりまして、当初、BSの1・3・5・7・9・11・13・15とあるうちの15チャンネルをNHKは使っていたわけですが、その後11チャンネルに移りまして、現在はアナログの放送は7チャンネルと11チャンネルで行われています。このほかにハイビジョンの放送が平成3年から始まっておりますが、現在はNHKのデジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送という位置づけで行われております。民間の放送としましては、WOWOWが平成2年から3チャンネルを用いて、その後、衛星の状況による事情で5チャンネルに移り現在に至っております。ほかに、NHK、WOWOWも含めましてデジタル放送が平成12年12月から開始されております。

1チャンネルから15チャンネルまでの合計8チャンネルは、昭和52年、世界無線通信主管庁会議において我が国に割り当てられたものでございますけれども、これをフルに利用するようになったのがこの平成12年12月のデジタル放送開始からでありまして、現在は、図で示されていますように、1チャンネルのビーエス朝日、ビーエス・アイから順次きまして、15チャンネルのスター・チャンネル等までの各社によって放送が行われております。

この8チャンネルのほかに我が国で使用できる周波数帯としては、平成12年に、17チャンネルから23チャンネルまでの4チャンネルが追加して割り当てられているところでございますが、現在はまだ使われておりません。

5ページへ参りまして、先ほどの4ページではテレビジョン放送に絞ってご紹介いたしました。テレビジョン放送だけではなく、BS放送ではデータ放送、音声の放送が行われております。これも含めまして、各チャンネルがどのように割り当てられて放送に使われているかを図示したのが5ページでございます。

上がアナログ放送、下がデジタル放送でありまして、上はアナログのNHKの3つのチャンネルとWOWOW、デジタル放送ではビーエス朝日からスター・チャンネル等にかけての各事業者の割り当て状況がここに示されております。

どのようにBS放送が普及してきたかということでございますが、6ページからござ



います。

まず、6ページは契約件数で、NHKの受信契約とWOWOWの加入契約、受信するために契約を結んでおられる方々の契約者数でございます。NHKが平成元年から順調に伸びてきて、現在1,200万件を超えております。WOWOWについても250万件ほどとなっている状況でございます。

これは基本的に契約数ベースのものでございますが、どのぐらいの受信普及をしているかをNHKが調べたものが7ページでございます。契約されないで受信している方もいらっしゃるわけですが、合計で1,600万を超えていると見込まれているということでございます。

BSデジタル放送についてどのような普及状況にあるかを見たものが8ページでございます。BSデジタル放送は、契約を伴わない放送、無料の広告放送なども多く行われておりますので、実体を契約ベースでフォローすることができません。それでBSデジタル放送を受信できる受信器の出荷台数、ケーブルテレビ経由で受信されている方々の世帯数をここではとっております。

グラフですが、「 」でプロットされておりますのが受信器の出荷台数で、300万を超えている状況で、ケーブルテレビ経由で受信されている世帯数が200万を超えておまして、これを便宜合計いたしますと約530万の受信世帯数になっているということでございます。

BSデジタル放送は、順調に普及してきておりますが、ではビジネスとしてどのような状況になっているかを見たものが9ページからでございます。デジタルのテレビジョン放送専業5社に限って見たもので、平成12年度は12月から開始しておりますので実際は4カ月ほどでございますが、平成12年度から13年度、14年度まで経まして、累積赤字も大分増えてきている状況にあります。5社合計で700億円ほどになっているのが現状でございます。

10ページは、NHKの衛星放送に係る収入等の数字でございます。平成元年からずっとしておりますけれども、平成12年12月からデジタル放送が開始されましたので、そのための経費が平成12年度の途中からかかっている状況でございます。これによって一旦収入と経費の差額はマイナスになっておりますが、これが徐々に現在まで回復してきている状況にあるということでございます。

以上10ページまで、BS放送について概略をご紹介いたしました。11ページから

CS放送について概略をご紹介します。

CS放送では衛星を運用している会社が、このほかにもありますが、基本的には2社がやっております、現在のジェイサット株式会社、もともとは日本通信衛星株式会社として発足した会社でございますが、これと宇宙通信株式会社の2社で行っております。

CS放送自体は、まずアナログの放送として平成4年に始まったわけでございますが、これが平成8年から現在のジェイサットでデジタル放送が開始され、宇宙通信は平成9年からデジタル放送を開始しています。

11ページに図が描いてありますが、ジェイサットをごらんいただきますと、もともとアナログ放送を行ったJCSAT-2という衛星がございまして、そのほかに東経124度と128度で、128度のほうから申しますとJCSAT-3という衛星、これは後からまたご紹介いたしますが、プラットフォーム事業者のPerfectV!をベースで考えて行いました、東経124度のほうはJSkyBで立ち上げるということで行って、現在、このプラットフォーム事業者も統合されておまして、このもとでJCSAT衛星を使ったサービスが行われております。

右側は宇宙通信株式会社のものがございます。最初に行ったSUPERBIRD-Bによってアナログ放送を開始したわけですが、この衛星の運用は現在終了しております。下のSUPERBIRD-Cの衛星、東経144度の衛星は、ディレクTVという会社をプラットフォームとして行うということで開始されたわけですが、平成12年に一旦中止いたしまして、現在は有線ブロードネットワークスの放送を運用するものとして平成13年から再開している状況でございます。

このようなCS放送のほかに、BS放送を行っている衛星の軌道位置である東経110度と同じ位置で衛星を運用し、受信器や受信システムを基本的に共用していけるような形で行っている放送がございます。これが一番下で、ジェイサットと宇宙通信の両方で一つの衛星を運用して行っております。この衛星N-SAT-110を平成12年に打ち上げ、平成12年3月から東経110度のCSデジタル放送が行われております。

12ページでございます。CS放送を行っている委託放送事業者、あるいは登録放送事業者は多数ございますが、これらをまとめまして、顧客の管理等を行っておりますプラットフォーム事業が行われております。この経緯について12ページでご紹介しております。

東経128度でPerfectV!がこれを行うということで始まりまして、東経124度ではJSkyB、宇宙通信の衛星を使った東経144度でディレクTVがそれぞれ放

送についてサービスを行っていかうとしたものでございます。

平成10年5月に左側の二つ、PerfectTV!とJSkyBが合併いたしまして、SKY PerfectTV!として発足しております。その後、宇宙通信の衛星を使っておりましたディレクTVから視聴者をSKY PerfectTV!に移行させまして、ディレクTVは平成12年9月にサービスを終了いたしまして、平成12年からはプラットフォーム事業者はSKY PerfectTV!の1社体制になっております。

このほかに110度の放送も開始されたわけですが、こちらは平成14年にサービスが開始されまして、当初は2社体制、プラットフォームとSKY PerfectTV!を運用しているスカパーフェクト・コミュニケーションズのSKY PerfectTV2!というサービス、この2つが並んでいたわけですが、今年の3月に両社が合併いたしまして、現在は東経124度、128度と同じスカパーフェクト・コミュニケーションズにより、SKY PerfectTV!110というサービス名称で一元的に行われております。

13ページでございます。こういう体制のもとにおけるCSデジタル放送の普及状況についてご紹介しております。

グラフが二つございまして、上が、先ほどの図でいいますと左側にあったスカパーフェクト・コミュニケーションズで現在行われている東経124度と128度のサービスの加入件数、順調に伸びてきておりまして、現在は350万件ほどになっております、下が110度のほうでございます、こちらの単位が違うので紛らわしいかもしれませんが、現在までに十数万件の状況になっております。

14ページでございます。東経110度以外のCS放送の放送会社の状況は、かなり入れ替わりもあり複雑でございますので、110度のほうだけご紹介しようと思っております。

先ほどご案内しましたように、この衛星は宇宙通信とジェイサットの両方の会社の中継機をそれぞれ使っております。図示されておりますように、各会社によって放送が行われております。現在、実はこれが再編の状況にございまして、14ページで紹介しているのは今年の3月末にものでございます。3月12日から4月9日にかけて、改めて再編するための委託放送事業者の募集を総務省で行っておりまして、現在改めて認定し直す作業を行っております。

15ページでございますが、こういうCS放送各社がビジネスとしてどのようになっているかということについてご紹介しております。左側が110度放送を除くCSデジタル放送で、こちらは立ち上がりが平成9年からと早かったこともありまして、営業収益も1,

780億円ほどまで拡大し、営業収益のマイナスも大分圧縮されてきております。そして放送事業者96社で行っておりますが、そのうち47社が黒字に転換した状況でございます。一方で、右側の110度のCSデジタル放送は、平成14年、3月から放送を開始したもので、現在、立ち上がりに向けた状況でございます。18社ございまして、このうちの4社が黒字を計上している状況でございます。

以上、資料1-3に基づきまして、我が国の衛星放送の現況について概況をご紹介させていただきます。

続きまして、衛星放送は、BS放送、CS放送とあるわけでございますが、このうち前者について、昨年総務省で検討会を開催いたしました、そして、今後BS放送をどのような形で展開させていくかということについてご検討いただいたわけでございます、そこで取りまとめられました報告書の概要を資料1-4-1で、おさらいのような形ですけれどもご紹介させていただきます、この報告書を受けてその後どのような形で行われているかについて資料1-4-2でご紹介させていただこうと思います。

資料1-4-1でございますが、報告書の中身に沿った形で概要をご紹介しております。

第 章は省略させていただきます、第 章でございます。平成19年(2007年)からのBS放送の在り方ということで、1は、基本的には全体を受託委託放送制度という制度の中でいっていきましょうというのが1でございます。

それから2、平成19年(2007年)から第9チャンネルをどういうふうにご利用するかについてご審議いただきまして、(1)では、基本的に現行あるデータ放送やテレビジョン放送を充実させていく、(2)で、さらに追加割当の余地がある場合には、新しい技術を活用した取組みを行う事業者割り当てていく、(3)で、そういうことを行っていく中でも、現行の受信機、現行のテレビ受信機で円滑に視聴することを確保していくことが盛り込まれておりました。

3につきまして、アナログ放送で使っているチャンネルは、ゆくゆくはデジタルに移っていくために放送が終了するわけでございますが、後から追加利用できるようになった4チャンネルとあわせ、その利用については、平成19年(2007年)ごろまでには方針を決定していくことを述べております。

次のページでございます。BSアナログ放送で現在使っているBSAT-1aの設計寿命がやってきます。これは今から3年後、2007年ぐらいに設計寿命を迎えるのでこの後をどうするかということでございますが、第 章の1として、この確保の時期は

2007年、2で、搭載チャンネルは8チャンネル対応、3は、衛星の仕様や運用等について競合して申請してくる会社があれば、その中でこういう審査基準を設けてやっていくということ盛り込んでおりました。

以上のような報告書を受けた現在の経過が、次の資料1-4-2でご紹介しております。見慣れないとわかりにくい資料でございますが、左から右に時間がたっていくようになっておまして、上が使っているチャンネルの割当、下が放送衛星の状況となっております。

下の放送衛星のほうからごらんいただきますと、現在第5、7、9、11チャンネルを使ってアナログ放送をやっているBSAT-1aという衛星についている矢印がございます。これは設計寿命が平成19年(2007年)の時点までにくるので、これまで運用したあと後継衛星につないでいくことになっておりますけれども、点線をたどっていきますと、上にどの周波数を用いてどの放送が行われているかに対応するようになっております。

第5、7、9、11の4チャンネルでアナログ放送が行われているわけですが、これについては、WOWOWとNHKのBS1、BS2は、平成23年までなおも継続することになっております。新しい衛星で継続することになっておりますが、第9チャンネルを使って行われているNHKのBS-hi、アナログのハイビジョン放送は、平成19年で終了することになっております。

検討会の報告書を受けて行った措置としましては、空いた9チャンネルをまずデジタル放送として使用することを決めました。これが1点でございます。新しい衛星ではどのような体制で行うかについても決めておまして、具体的に申し上げますと、現在のアナログ放送は国内放送、これは法制上の言い方ですが、いわゆるハード・ソフト一致とっておまして、衛星の運用者と放送をやっている事業者は同一の状態で行っております。これを新しい衛星となることを機にやめ、衛星は衛星の管理を行う会社がやって、放送は放送の会社がやる、分けてやることで、BSデジタル放送は後に新規参入が行われることが見込まれるわけですが、その際にも衛星放送会社が公平な条件で提供するような体制をつくっておくことになっております。この受託国内放送とすること、先ほどのデジタル放送とこの2点について、平成16年4月16日に、電波監理審議会の審議なども経まして、総務省の告示として放送普及基本計画等の変更という形で決定しております。

現在まで行われた措置はここまででございますが、今後は平成19年からの具体的な周波数の割当等の作業を行っていくことになると思います。衛星の運用につきましては、誰が運用するかについては募集していたわけですがけれども、先週金曜日で締め切りまして、

現在のB S A T - 1 aを運用しているB - S A T社1社から申請がございましたので、これについて審査を行った上で、必要な免許等の手続に入っていきたいと思っております。

若干わかりにくかった点もあったかと思えますけれども、衛星放送の概況についてご説明させていただきます。

舟田座長 以上につきまして、ご質問なりご意見はございますでしょうか。

それでは続きまして、次の議題、放送分野における個人情報保護についてもご説明をお願いいたします。

藤野衛星放送課課長補佐 それでは、個人情報の保護について資料をご用意させていただいておりますので、これによってご説明させていただきたいと思えます。資料は、資料1 - 5 - 1から資料1 - 5 - 8まででございます。資料1 - 5 - 1から順次ご説明させていただきます。

資料1 - 5 - 1は、「我が国における個人情報保護への取組みの経緯」でございまして、それと情報通信分野における取組みを対比し、年表のような形に示させていただいております。

左から右へ時間が流れているわけございまして、まずは、いろいろな考え方の基礎となっているO E C D理事会の勧告が昭和55年(1980年)に行われたことが記載されております。昭和63年に、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が定められましたが、民間も含めた個人情報、全体の個人情報に関する基本的な考え方をまとめました、来年完全施行予定の個人情報の保護に関する法律の制定の動きは平成11年から具体的には進んできております。平成11年に住民基本台帳法の改正の審議が行われたわけですが、この中で当時の小淵総理大臣の答弁におきまして、資料にもご紹介させていただいておりますように、個人情報に関する法整備も含めたシステムの整備を政府としても取り組んでいくということを答弁しております。そういう条項が住民基本台帳法の改正法の附則にも盛り込まれ、そして具体的な体制については、平成11年12月、高度情報通信社会推進本部決定を経て対策が取り組まれていくという状況になっておりました。

それまでの間、情報通信分野はどうなっていたかと申しますと、電気通信事業にしましては、この分野における個人情報の保護に関するガイドラインを平成3年に定めておりました。これを個別の条項なども含めて改定増補し、告示として定めたものが平成10年12月に定められております。これは平成10年の郵政省告示第570号でございます。放送分野におきましては平成8年9月に、先ほど少し触れさせていただきましたO E C D

理事会勧告の8原則をベースとして、放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドラインを定めております。

もう少し右に参りますが、平成8年のこのガイドラインは、基本的には有料放送サービスの加入者個人情報の保護に関するものでしたが、これに加えて、平成15年にプラットフォーム事業者に関するガイドラインも定めております。

上に戻らせていただきますが、個人情報保護法案の審議が平成14年に行われまして、いろいろな経緯がありましたが、旧法案が廃案となった後、新しい法案が提出されまして、平成15年5月に個人情報の保護に関する法律と、行政機関の保有する個人情報保護の方の改正なども含まれておりましたが、これが成立いたしました。その際の附帯決議は後ほど説明いたしますが、これが付されております。今年に入りまして、この法律の完全施行を前にして、IT関係省庁連絡会議幹事会で、民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について申し合わせがされております。

個人情報保護法の規定を受けまして、政府の閣議決定として、個人情報の保護に関する基本方針が今年4月に定められております。こういうものを経まして、個人情報取扱事業者の義務規定なども含めた法律の完全施行が来年4月に予定されているということでございます。

下の方にいきますが、電気通信事業分野に関しましては、もとの平成10年のガイドラインをさらに改定し、個別法についても考えていくということで、昨年2月から懇談会が開催されております。

放送分野に関しましては、今年3月にテレビショッピング番組を放送している委託放送事業者における個人情報の漏洩事案がございまして、こういうものを踏まえて、3月に「テレビショッピング番組を放送している事業者等に対する個人情報保護の徹底について」という文書を出しております。

放送受信者の個人情報保護全般について、放送事業者各社等に文書その翌日に出しております。そして本日から、放送受信者の個人情報保護全般についての検討を行っていただくための検討会の開催をお願いしているところでございます。

次に資料1-5-2でございますが、個人情報保護法の概要をご紹介します。

個人情報保護法等については資料1-5-5に法令集をつけております。法律は縦書きのものでございますので開いていく順番が逆になっておりますが、右にめくっていくページのほうで「個人情報の保護に関する法律」、23ページからは、この法律が成立してい

く中で行われました附帯決議、衆議院と参議院のそれぞれのものがついております。これは参考1にして付されてございます。この施行令、政令について、31ページから原文を記載してございます。同じ資料1-5-5を逆の方、左にめくっていく方からいきますと、横書きでございますが、この法律の規定を受けまして閣議決定が行われた基本方針について原文を記載しております。

このうちの法律についての概要を一覧的にまとめてみたものが資料1-5-2でございます。全体が6章と附則からなっておりまして、第1章に総則規定、目的と各用語についての定義規定、基本理念の規定がございまして、第2章として、国及び地方公共団体の責務等について、第3章におきまして、国等における施策等についての規定がございまして、ここくらいまでは現に施行されているわけですが、第4章としまして、民間の個人情報取扱事業者の義務等の規定が並んでおり、ここから以降は来年4月1日に施行されることになっております。

特に今回の検討会でご審議をお願いする事項に関わってきますのが第4章でございまして、民間の個人情報取扱事業者の義務に関する規定等が並べてあります。これを特に拡大して右側に、吹き出しのような形で説明しております。

この第4章は大きく五つに分かれております。個人情報に関しては、個人情報あるいは個人データ、保有個人データというカテゴリーを設けております。個人情報は基本的に生存する個人に関する情報で識別可能なものを言っておりまして、特にその中でデータベース等、これは検索を可能にしたものであり、電算処理がされているものと、一定の手作業の処理がされているものを含むわけですが、この中にある個人情報としての個人データ、その個人データの中でもさらに個人情報取扱事業者がいろいろな開示等の請求があったときに対応する権限を有しているもの、さらに、このデータがあるかどうかを明らかにすること自体がいろいろな利益を害するおそれがあるものを除き、6カ月以内に消去するものを除いたものを保有個人データと言っておりますが、この三つの段階を経た個人情報等について、それぞれ規定が設けられております。

上のほうから申しますと、個人情報に関する規定として、まず第15条で利用目的を特定し、これをむやみやたらに変更してはいけませんとしています。それから、特定された利用目的外の利用を基本的には行わないようにするのが第16条。個人情報を取得するときには適正な手段によらなければいけないというのが第17条。

個人データに関しましては、取得に際しては利用目的等をきちんと通知等する規定、デ



ータ内容の正確性を確保する規定、安全管理、セキュリティに関する規定がございまして、中でも従業者や委託先をきちんと監督して安全管理をしましょうという規定を独立に設けているところがございます。それから、第三者に提供する際の制限の条項、委託の場合、共同利用の場合等で例外もございますが、そういうものを規定していくという条項がございます。

その次に、保有個人データに関する規定。これは、いろいろな開示等の請求を受けた場合にどういう手続をするかということが中心でございますが、まず最初に、本人がこれを知り得る状態においておきましょうという、保有個人データに関する事項の透明性確保の規定、利用目的をきちんと通知しましょうという規定、求められたときの開示の規定、あるいは同じように内容の訂正や利用の停止等の規定、こういうものを求められても開示等の措置をとらない場合にきちんと理由を説明しましょうという規定が第28条、この開示等をどういうふうな手続で行っていくかという手続の規定が第29条、ここで生じた手数料等をどういうふうに設定して徴収することができるかという規定が第30条、こういう順番に並べてあるわけでございます。

個人情報取扱事業者が個人情報の苦情処理に対応することになっておりますが、これに関する規定がその次に設けられております。

そして、さらにその後に主務大臣に関する規定が設けられております。主務大臣が報告の聴取や助言、勧告、命令等ができる等の規定が設けられております。

以上が個人情報取扱事業者の義務に関する規定でございまして、このほかに、民間団体がきちんと認定を受けて個人情報の保護の推進をする規定が第37条以下にあり、そういう内容になっております。

第4章の規定についてご紹介しましたが、この後に、雑則としての適用除外等の規定を含む規定、それから罰則の規定が第6章、そして附則、そういう全体の概況となっております。

次に資料1-5-3でございますが、1980年のOECDの理事会勧告で個人情報に関する原則がございまして、8つの原則があるわけですが、これと個人情報保護法と対比したものが資料1-5-3でございます。完全に1対1対応となっているものではないようではありますが、ざっと並べてみたものでありまして、理事会勧告で言っている収集制限の原則に対応するのが、イコールではありませんけれども、個人情報保護法では第17条、あるいはデータ内容に関する原則に対しては、データの正確性を確保する規定があります。

あるいは、目的の明確化や利用制限に関する規定を受けまして、法律では利用目的の特定から目的外利用の制限や第三者提供の制限についての規定があります。そして、安全保護の措置の原則に対しましては、安全管理措置に関する3つの条項があります。公開の原則、個人参加の原則に対しましては、それぞれ対応する保有個人データに関する条項等があります。

そして、理事会勧告原則には責任の原則がございますが、これともイコールではありませんけれども、個人情報保護法上は苦情の処理の規定を設けてあります。法律では、個別の個人情報取扱事業者の義務に関する規定のほかに、全体の個人情報を取り扱う者に対する考え方によるのだと思いますが、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念の規定がこれとは別にあるということがございます。

資料1-5-4にいかせていただきます。今、非常に雑駁でございましたが、個人情報保護法についてのご紹介でしたが、情報通信分野では従前からガイドラインにおいていろいろな取組みを行ってきました。内容如何ということはあるのですが、基本的にどのような事項がどこで押さえられて、どこで押さえられていなかったか、その対比が資料1-5-4でございます。

左側が「個人情報の保護に関する法律」について第4章を中心に、どれが対応するかの「 」がついておりまして、括弧内が対応するもので、「15」は第15条第1項という意味でございます。「\*1」と「\*2」は、主務大臣による担保措置がどこまであるかを注記しているものでございます。左側の事項名、例えば「利用目的の特定」「利用目的の変更の制限」等は、先ほどご紹介した資料1-5-2に対応させたもので、基本的に同じ用語を並べた形にしておりまして、例えば「利用目的の特定」については第15条第1項に対応する条項があるということで「 」がついているわけです。「利用目的の変更の制限」についても対応するものがあり、第15条第2項という説明になっております。3の「利用目的外利用の制限」は、「 」があって「(16)」が第16条、「\*2」は、下を見ていただきますと、個人情報保護法の第34条第1項の勧告、第2項の命令、第3項の命令等の対象になるという紹介をしております。罰則の規定も「\*」では触れさせていただいております。

個人情報保護法を受けて内閣の閣議決定で触れられているものがその次の欄にありまして、具体的に見ますと、安全管理措置、苦情処理関係について、より細かく対応していくということが盛り込まれております。例えば、7の「安全管理措置」についての基本方針

が定められており、具体的には不正アクセス行為の防御措置、あるいは管理責任者をきちんと設ける、利用や持出し等の管理をすることが設けられているということで「 」がついてるわけでございます。そして、従業者の監督だけでなく啓発等も行う、あるいは、委託先の監督は原則は法律に触れられておりますが、委託契約においてこの措置の確保を担保しておくということがこの基本方針に盛り込まれており、「 」をつけております。苦情処理につきましても、苦情処理体制の整備について設けてあります。

先ほどご紹介が漏れておりましたが、基本方針を個人情報取扱事業者について策定、公表するとか、漏洩事案があったときに公表するという内容もこの基本方針に盛り込まれております。

真ん中のあたりは、放送分野でこれまで行われてきたガイドラインや、NHKやB-CASの取組みにおいて触れられていたものを、これは事務局のほうで、これが大体対応すると見て対照表をつくったものでございます。

一番左側は総務省で平成8年につくったガイドラインが対応するものでありまして、「 」があるものもあれば、「 - 」もあります。ガイドラインのほうが個人情報保護法よりもやや踏み込んだものがあり、これは「 1 」～「 4 」で下にどういうものを述べております。

その横、左から二つ目、トータルで四つ目ですが、「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」で、昨年4月にプラットフォーム事業者に対するものとしてつくったもので、対照するものが触れられております。

その横がNHKで、昭和62年からで取組みが大分早かったのですが、ガイドラインが内規として設けられており、これで触れられているものを拾ってみております。

その横は、BS放送を行う際のいろいろな情報の管理を行っている会社でございますが、ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが策定し、平成12年から公開しているガイドライン、これは自社のガイドラインという意味ですが、ここで触れられているものを入れております。

一番右側でございますが、これはご参考ということで、同じ情報通信分野で電気通信事業における取組みの概況を拾ったものでございます。まず、平成10年の郵政省告示のガイドラインで触れられているものを拾っております。一番下の方、通信の秘密にかかわるもの等につきましても個別にいろいろな条項を設けており、それについても触れております。例えば、視聴履歴であるとか利用明細に関する規定、発信者個人情報や位置情報に関

する規定等について触れられておりますので、「 」がついております。26の「センシティブ条項」では、こういう情報は基本的に取得しないようにしましょうという条項も設けられております。

その横でございますが、平成16年4月の「個人情報の内部流出を防止するための措置の徹底について」は、ソフトバンクBB社等においてあった事案を受けて出された文書でございます。この中で求められたものが触れられております。安全管理に対するものを求めたというか、利用持出しの管理について徹底を求める文書になっており、そこに「 」をつけております。

概況ばかりをご紹介したのですが、では現物はどうなっているのかということで、資料1-5-6にまとめさせていただいております。

基本的に公表できるベースでまとめておりまして、目次をごらんいただきますと、一番上が「放送事業者等に対する指針等」で、総務省でやったものが基本ですけれども、上の二つが平成8年のガイドライン、それをベースにリリースしたものと、過去個別の団体に発出したものが1と2で、現物で載せております。

こういう考え方を踏まえて、有料放送については標準契約約款を作っております。この中で個人情報に関する措置を求めているものがございまして、これが3です。4は、昨年、プラットフォーム事業者に対して出した指針で、報道発表した内容です。5は、先ほどご紹介しましたテレビショッピング番組を放送する放送事業者において個人情報漏洩の事案があったことを受けて発出した文書でございます。6は、放送業界、電気通信業界もあわせて行いましたが、全般に対して3月に出した文書に係る報道資料でございます。7は、6の報道資料の現物は何かということで、放送受信者に対して行ったもので、53ページに載せてあります。

行政がやってきたものが だったのですが、 として、放送事業者等で行ってきたものを挙げております。

8と9はNHKが行ったもので、まず8が昭和62年から定めている、受信契約の営業に係る個人情報のためのガイドライン、9がオンラインで取得する個人情報保護についてのもの。次の10は、BS放送にかかるものですが、ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが設けているガイドライン、11は、プラットフォーム事業者のスカイパーフェクト・コミュニケーションズに関するもの。12は、スカイパーフェクト・コミュニケーションズの子会社であり、実際の個人情報の取扱いを行っているデータネットワーク

センターの方針。13、14は、厳密に個人情報取扱事業者というよりは独立行政法人等に入るわけですが、放送大学のいろいろな規定を設けております。

は、同じ情報通信の中で電気通信事業者がどうしてきたかについても収載しております。

15が平成10年のガイドライン。通信の場合は発信者個人情報（発ID）に関するガイドラインが平成8年にあるので、これも16に設けております。17は、基本的には6と同じもの。18からはソフトバンクBB社等の情報漏洩事案に際しているいろいろな文書を出したものでございまして、18、19はソフトバンクBB社に対する措置等について。それと同日出しました適正管理徹底についての文書が20と21。2週間後れでアッカ・ネットワークスも同じような事案があったことを受けた措置として22、23になっております。

そのほかに、これまでの考え方のベースとしてよく言及されるものとして、OECD理事会勧告の原文と、これは外務省のホームページに掲載しているものだそうですが、そこからとりました仮訳をつけております。

適宜、ご検討いただく際の資料集としてご活用いただきたいと思います。とっております。

資料1-5-7でございまして、これは放送分野で最近起こった個人情報漏洩事案についてご紹介するものでございます。

表紙をめくっていただきまして、さらに目次がございまして、これもめくっていただきますと、株式会社ジャパネットたかたは委託放送事業者ですが、ここで情報漏洩があるという報道がなされたものに関するものでございます。

1ページをごらんいただきまして、事案の概要でございまして、顧客情報が漏洩しているのではないかという情報が同社にもたらされた、確認したところ、148名の情報については確かに、こういう情報と照らし合わせてみると実際に自分のところにある顧客の個人情報と一致していた、どうしてこういう漏洩が起こったのかは調べているけれど、現在までよくわからないというのが次の「 」で述べていることとございまして、ジャパネットたかたがどのように対応したのかが三つ目の「 」からでございまして、まずテレビショッピング番組の放送自粛を行いました、これは3月9日から4月24日まで2カ月弱というか1カ月半ぐらい、テレビショッピングを行っている番組の放送等について提供を自粛しました。4月25日から再開しています。

2ページでございまして、4月25日に放送を再開するまでにどういう対策を講じたか

ついて触れております。まず3月10日には、代表取締役の高田明氏を長とする調査委員会を設置しました。12日にはセキュリティ委員会を設けました。そして、全従業員等を対象に情報セキュリティに関する外部専門家による教育を行ってきました。持出し等に対する対策は、顧客データベースにアクセスできる端末はもともと321台あったそうですが、これを12台に減らしました。それから、アクセスログの保存期間を2カ月だけ持っているようにしていたけれど、これを10年間まで長期化しました。サーバ室、執務室等には監視のビデオカメラを置いて見ておくようにしました。サーバ室等には入退室管理を強化しました。ソフトウェアとして情報漏洩を防止するためのものを顧客情報にアクセス可能であったパーソナルコンピュータすべてについて入れました。こういうことを行ったそうです。

さらに、これだけではなくて今後もこうしていくということが触れているものでございまして、全般のセキュリティ体制を本格的に分析し、追加対策は考えていきます、監視カメラ等だけでなく、ICカード等を利用して物理的に入退室管理をきちんとしていくのが二つ目、内部監査や外部監査を行ってどういうことができるかを考えていくことが三つ目、四つ目としまして、従業員に対する啓発活動、セキュリティ専門人材を育成していく活動を行っていく、こういうことを考えているということでご報告いただいております。

3ページからは、総務省における対応に関するものでございます。

3ページで、この事案が判明した後、3月11日に総務省の情報通信政策局長名で、テレビショッピング番組関係事業者、行っている会社はジャパネットたかたのほかにもいらっしゃいますので、そこも含めて改めて徹底するようにお願いする文書を発出しております。

4ページでございます。これはテレビショッピングだけではなく、放送事業者等全体に対するものでございますが、IT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせもございましたので、これを受けて、個人情報保護の情報管理の徹底を行うことをお願いする文書を出しております。要請先としましては、日本民間放送連盟、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟等の団体のほかに、NHK、放送大学、委託放送事業者各社、衛星役務利用放送事業各社と、まだ放送サービスは開始しておりませんがモバイル放送、プラットフォーム事業者のスカイパーフェクト・コミュニケーションズ、BS放送の利用者に関する情報等を持っておられるピーエス・コンディショナルアクセスシステムズに要請を行いました。こういっ

た全般のものほかに、具体的な漏洩事案のあったジャパネットたかたには、原因究明等のお願いを行っているところでございます。

これは最近起こった事案についてでございますが、こういうことを契機といたしまして、放送関係者はどういう個人情報を持っておられるのか、主なところで調べた結果が資料1 - 5 - 8でございます。

特に最近、双方向サービスですとか、その他いろいろな手段がございまして、放送関係事業者が個人情報を取得する機会は増えていると思われませんが、伝統的にそれなりにこれまで長く実績のあるものという、まず1は、加入契約の申込に際してどういうものを取得するかという情報があるかと思えます。それについてどのような項目があるかを表にしたものでございます。ここに挙げられている会社は、WOWOW、スター・チャンネル、スカパーフェクト・コミュニケーションズとそこが代理している委託放送事業者・登録事業者、NHK、ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ等がありますが、例えば氏名、生年月日、住所、電話、メールアドレス、性別、職業等の情報を得られる機会があります。こういうものを申込書に記載して加入契約を申し込む形になっています。

有料放送であるとか、あるいは受信料の支払いのためには、いろいろな決済方法に関して情報を事業者等が取得する場合があります。これはどういうものが左側の2に述べてありまして、クレジットカードの決済を行う場合には当然、カード番号があります。これはNHKは行っておりません。それから、口座振替に関するものはNHKを含めて、口座番号があります。そういうものを拾ってみました。

このほかに、先ほども若干ありましたが、ご意見等をはがきでいただいたり、双方向サービス等で多様な情報が得られる可能性があります、加入契約締結に際してのものだけを拾ってみました。

若干駆け足であったのと要領を得なかったところがあるかもしれませんが、以上、非常に簡単ではございましたが、個人情報保護に関する事項についてご説明させていただきました。

舟田座長 いや、簡単ではなく大変詳細なご説明をいただきましたが、どうぞ皆様から、ご質問なりご意見をお願いいたします。

大谷構成員 質問させていただきたいのですけれども、私、放送事業者について特に疎いということもありまして的外れの質問かもしれないのですが、ご容赦いただきたいのですけれども、個人情報保護法の幾つかの規定を見ますと、第三者への提供制限とかそうい

った規定がありまして、ただ、第三者の範囲などについても、共同利用者を除くとかそういうことが明記されているところですが、放送事業者の業界においては、どこまでが第三者になるのか、あるいは例えばプラットフォーム事業者と委託放送事業者という関係が成り立っているときに、その間で個人情報の情報共有は行われているのか、あるいは今ご説明をいただいた資料1-5-8で、スカパーの関係の2つのサービスをしているわけですが、そこに代理する放送事業者と書かれているので、この間はもしかしたら共同利用という関係に立つのかどうかというような、事業者間相互のつながりというか、それがわかるような情報をいただければ議論が進みやすいのではないかと思います。

藤野衛星放送課課長補佐 わかりました。スカイパーフェクト・コミュニケーションズはどういう形でこういう情報を取得するかという段取りというか手段ですけれども、約款などを見ますと、委託放送事業者の契約約款がありまして、その代理人としてスカイパーフェクト・コミュニケーションズが振る舞う。そして、具体的な情報はスカイパーフェクト・コミュニケーションズの子会社にいく、そういう状況になっているようですが、この辺の契約内容、どういう契約関係になっているのかも含めて、資料を準備させていただこうと思います。

舟田座長 今の質問は、特にどういうご趣旨と申しますか、どういう目的と申しますか、何かご説明があれば。

大谷構成員 今までのさまざまな放送関係のガイドラインや、いろいろな指針という名前のついたものを拝見していると、個人情報保護法の制定前につくられたということもあって、第三者提供の制限について非常に緩い書き方をしておりますし、また、内部利用についてもかなり緩い書き方になっているかと思うんですが、その辺を個人情報保護法のコンプライアンスを維持した形に書きかえるには、事業者にとっても個人情報の取扱事業者であるのはどの範囲で、第三者への提供はどこから始まるのかというようなことを、契約の実体とか情報の実際のフロー、事務手続のフローに即した形で整合性がとれた指針にする必要があるのではないかと思います。その前提となる知識として、我々構成員のほうで共有しておくべきではないか、そういう問題意識のもとで発言させていただきました。

舟田座長 ありがとうございます。個人的な意見ですけれども、第三者提供は本人の同意を得ればよいというので、あいまいな形で関係会社に提供することがありますとか、そういう形で除いているものがあるんですね。そういう意味で結局しり抜けになってしまうんですね。今のご趣旨、もしかしたらそういうことも含んでいることかと思えますけれ



ども。

もう少し、事実関係がありましたらお願いいたします。

藤野衛星放送課課長補佐 わかりました。

舟田座長 ほかにいかがでしょうか。

一番最後にご説明がありましたけれども、ここにあるのは、有料契約の場合の事業者のことで、ほかにもあるかもしれないとおっしゃいましたが、さっきちょっと見ていたら、NHKオンラインについて、個人がHPにアクセスする情報がたまっていくということについてNHKは規定を定めているようですが、恐らく民放もあるんでしょうね。

藤野衛星放送課課長補佐 そうだと思います。

今林衛星放送課課長 先ほど大谷構成員からお話がありました点につきましては、資料としてもまとめさせていただきたいと思いますが、次回以降、事業者の具体的な取組状況、あるいは実際にどういうふうに情報を管理されているかという実態についてもお話をいただく機会を設けたいと事務局のほうでは考えておりますので、皆様方のほうでそういう議事によろしいということであれば、そういう段取りも調べたいと存じております。

舟田座長 私の関心からしますと、本人の同意を得る条項が必ずある……第三者提供しますという条項があるんですね。そのときにちょっとぼかした表現にしているときがあるので、その辺は興味があるところです。

藤野衛星放送課課長補佐 どこまで第三者の範囲を特定しているかということですね。

舟田座長 そうですね。

これは私がお聞きするのは恥ずかしいのか、もしかしたら藤原構成員にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、事務局でご存じなら教えていただきたいのですが、個人情報保護法はご承知のとおり適用除外が随分議論されて、放送事業者云々ということで第50条ですね、放送機関等の報道機関が報道の用に供する目的の場合は取扱事業者としての規定は適用しないということになっていますね。報道についての定義もありますけれども、これは例えばテレビショッピングは入らないんですよね……どうなっているんですか、私、具体的によく知らないのですが。

藤野衛星放送課課長補佐 報道の定義が同じ第50条第2項でなされているわけですが、「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること」となっておりますので、これに当たるか当たらないかというあたりだと思います。当たらないような感じもするわけですが、ここは改めて経緯も整理してまたご紹介させていただこうと思います。

舟田座長 例えば報道番組だけというわけでは……、これを見ると報道番組は非常に広い定義ですから、いわゆる報道、ニュースだけではないと思いますけれども、それがどこまで広がるかですね。

藤原構成員 報道か否かの基準は、座長がおっしゃったことに即して言えば、一部分でも含まれていれば全体を報道と見るという話ですけれども、恐らくそれとテレビショッピングの話は別であろうかと思えます。

舟田座長 ワイドショーなどでも……。

藤原構成員 そうですね、ワイドショーなどになると……。

舟田座長 事実の提供も含むから。

藤原構成員 ええ、国会の審議では、あれは報道は入っているという整理がなされたかと思えます。

それから、先ほどの大谷構成員のご質問は、恐らく第23条の第三者提供の例外としての利用に関するもので、親子会社とか関連会社とか、あるいは委託とか代理関係が絡んでくるときに、共同利用であると委託であるかいろいろな除外規定があるので、事業者の関係がどうなっているかとか、事業の実体がどうなっているかをきちんと見ておかないと、例外規定の適用が整理しにくいというご指摘であろうかと思えます。個人情報保護法制定以前にかなり緩い利用をしていた実態があるので、例えば、共同利用の外延ははっきりさせる必要があるというご指摘だと思えます。

舟田座長 ありがとうございます。

大谷構成員 あわせて確認を、ちょっと別のテーマですけれども、個人情報保護法の中では、民間事業者での個人情報保護指針を作成するという自主的な活動を促すような規定があるのですが、放送業界ではこのような動きについてはどのような取組みがあるかについても、今の段階でわかれば教えていただきたいですし、また、次にお尋ねする機会をいただければと思えます。

藤野衛星放送課課長補佐 次回あるいは次回以降にヒアリングを予定しておりますので、その中でご紹介いただくようお願いしたいと思います。

舟田座長 ほかにいかがでしょうか。

半分余談めいているのですが、別の局の話で失礼ですけれども、携帯電話のナンバーポータビリティの研究会の最後にこういう話がありまして、ナンバーポータビリティで番号を持っていくものですから、1つの個人情報に2つの携帯電話会社にまたがることになる。

そういう意味で個人情報により広がるといいますか、流されることになるわけですが、いろいろな話しているうちに、携帯電話会社も、契約者の個人情報をもらうわけですが、ずっと持っていると言うんですね。いつ何時トラブルがあるといけないから、契約が終わっても持っている。契約が終わってほかの方にナンバーポータビリティで移るわけですが、移った後のもとの契約者の会社はどうするか、いや持っていますよと。持っていないと、後で料金トラブルのときなどに必要だからと言うんですけれども、全部払い終わって移ったなら要らないでしょう、いや持っていますという話をされていて、その話はそこから離れまして、ある委託放送事業者も全部持っている、一旦手に入れたものをなぜ消すのかと言うんですね。それは個人情報保護のどこがいけないのかと言われてまして、私はそれは目的外利用になるのじゃないか、その可能性がある、だからちょっと危ないですよと言ったのですけれども、しかし税法上とか後のトラブルを考えてと一応口実はつけるのですが、恐らく本音は違って、せっかくもらったものをなぜ捨てるのかということかと思えます。

ちょっと微妙な問題ですね。確かに何か必要がある、じゃあ最低限必要なところだけ持っているように一部削除の措置をとるか。大変なシステムのお金もかかるでしょうし、事業者の意識としては当然持っている、どこがいけないのかということ。私は通信の話をしているつもりだったのですが、放送事業者もそうなのかということを知ったものから、特に目的外利用のことは気になるなと……次回以降、もちろんヒアリングするわけですが、ちょっと感想を言わせていただきました。

今林衛星放送課課長 今の点で申しますと、座長にお話し申し上げるときにポータビリティのお話は申し上げたかと思いますが、要するに番号を転送するためにも個人情報が必要になってくる、移転した後も必要になってくるということかと思えます。他方、今回の放送についてもそうだと思いますが、個人情報を持つことのリスクを事業者によく認識していただいて、そのリスクとそれに伴うコスト、代償を十分ご認識いただくことが、そういうことを防ぐといえますか、最少にとどめることになるのかなと思います。そういう意味で個人情報保護法の中にも国の啓発義務みたいなことも書かれておりますので、そういうところは事業者にお話をすると同時に、私どもも国民の皆さん含めてそういうことをお話し申し上げていくことも必要なのかなと存じます。

舟田座長 おっしゃるとおりだと思います。

よろしいでしょうか、ほかに何か。

藤原構成員 今おっしゃった点はそのとおりで、個人情報保護法自体は、事業者の規模

とか事業の態様を問わず、できるだけ広く保護法の世界に入ってもらおうということで、必要最小限の規制にして自主的努力ということになっているのです。ただ、法律でも、先ほどご説明いただいた基本方針にも出ているのですけれども、安全管理措置すなわちセキュリティ措置、第20条、第21条、22条に基づくセキュリティが求められている。情報を漏洩したときのリスク管理ですね、最近はリスクマネジメントということですが、あれは結構コストもかかるし厳しいものです。ですから法の設計は、多分なかなか手放さないだろうということはわかってつくっている部分があるのですが、同時にセキュリティの部分は、持っていればコストが相当かかるということを意味する。基本方針に事故は可能な限り公表しなさいということが書き込まれましたので、各省庁のガイドラインにもその旨書かかれると思います。持っていて事故が起これば公表ということです。座長がおっしゃったのはそことも関連してくるかと思います。

舟田座長 それでは、時間も押しているようですので、最後に当検討会の進め方について審議いたします。資料について事務局からご説明をお願いします。

藤野衛星放送課課長補佐 資料1-6でございます。当面の進め方(案)でございますが、まず、当面の進め方について案を作成させていただいております。

1ページでございますが、1が放送分野における個人情報保護の在り方についてご検討いただくということでございます。2ページでも触れますように、ヒアリング等を行っていただくと思っておりますが、そういうものを踏まえて、現状の実態把握がまず必要だと思いますが、そういうものを踏まえて(1)でございます。放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の在り方についていろいろな事項に即して検討いただくということでございます。その具体的な事項としまして、まず1)は、ガイドラインはどのような位置づけになるのかをまず考えなければいけません。2)はどのような人たちを対象として、あるいはどのような情報を対象としてガイドラインを決めるか。3)は、これまでも法律、閣議決定、あるいはこれまでのガイドライン等もあるわけですが、そういう事項のどれを盛り込んでいくのか、あるいは盛り込まないのか、あるいはこの中に入っていないもので盛り込む必要があるものがあるのかということをご検討いただきたいと思います。4)は、先ほどご紹介したジャパネットたかたの事案などでは、必ずしも漏洩の原因が明確ではないものもありますが、どこかで漏洩したということを考えれば、安全管理措置上の不備があったのではないかという指摘がされております。そういうことを踏まえて、どこまで安全管理措置を具体的に考えていくかということをご検討いただきます。5)は、指針の位置づけ

ともかかわってくるのですが、どこまでどういう担保を法的にやっていくのか、あるいはいかないのかということをご検討いただきます。

(2)でございますが、先ほど舟田座長からもご意見をいただいたように、個人情報保護法の適用除外の部分もあるわけです。こういうものについて国がどうということにはならないと思いますけれども、どういうことを期待していくかということもご検討いただきたいと思います。

(3)でございますが、個人情報取扱事業者の義務に関する規定の後に、個人情報保護法上もいろいろな団体における個人情報保護の推進について規定しておりますが、こういうものも受けまして、事業者団体等の役割としてどういうものを期待していくかでございます。

以上が個人情報保護に関してでございますが、これとあわせて、当検討会は、IT時代の衛星放送に関する検討も行っていただくことになっております。当面の間は、まずは個人情報保護の方を重点的に、ガイドライン作成等について検討していただくにしても、衛星放送についても、次回以降内容についてご説明させていただきますが、東経110度CSの左旋偏波の利用という問題がございます。これについて検討することが閣議決定でも決められておまして、これについていろいろな意見を伺いながら検討をお願いするというところでございます。

次のページをめくっていただきますと、スケジュールの案が書いてございます。第1回から並んでおまして、本日5月10日の第1回は今日ご検討いただきましたが、第2回(5月19日)、第3回(5月21日)にヒアリングを行っていただくと思っております。個人情報保護の取組みに関するものとして各事業者等からヒアリングを行っていただきます。第2回では、次回もご説明いたしますけれども、当研究会の特に衛星放送に関する検討に資するための衛星放送懇談会の立ち上げを考えておまして、これについてご紹介いただこうと考えております。第3回では、先ほども言及させていただきました左旋円偏波の放送利用に関するものについてご議論いただくほか、安全管理について特に財団法人衛星放送セキュリティセンターから、必ずしも個人情報保護法と直接かかわるものと言えないわけですが、この取組状況などをセキュリティ管理の参考とするためにお話しいただこうと考えております。第4回以降は、論点整理等を行っていただきまして、ガイドライン案を盛り込んだ報告書草案を夏ぐらいにまとめていただき、意見招請等を行っていただこうと考えているわけでございます。

以上、今後の当面の進め方について案を説明させていただきました。よろしくご審議をお願いします。

舟田座長 いかがでしょうか。

大谷構成員 進め方そのものと少しかかわることなのですが、指針の在り方について検討していく際に、今回のジャパネットたかたのケースがたまたまあったわけですが、それについて、例えば私の生活者的な感覚で言うと、彼らが放送事業者というよりはエレクトリックコマースをやっている普通の店舗と余り変わりがないような感覚を実際に持っておりまして、また、事業者サイドでも恐らくそういう感覚をお持ちなのではないかということがあるんですね。例えば、今回指導の対象となったところに楽天ティービーなどもあって、彼らはインターネット上でも通販のサイト等を運営しているわけで、放送事業者としての規制を受けるというか、ガイドラインに従わなければいけないケースと、電子商取引の店舗開設者としてのガイドラインに従わなければいけない場合と、それ以外の例えば同時に電気通信事業を営んでいる場合に電気通信関係の適用を受ける場合と、それぞれに余り違ってしまっただけではないだろうという感覚を強く持っております。一般の百貨店などでもいろいろなカードを出していたりさまざまな個人情報扱っているんで、その場合と放送事業者であることが何が違うのかということについて、どこかで議論しておかなければいけないのではないかと思います。

事務局のご負担を増やすようなことばかり申し上げて恐縮なのですが、放送事業者としての固有の問題があるのかどうかということについて、一度簡単な議論をさせていただければいいのかなと思っております。

舟田座長 これは、そもそも個人情報保護法ができたときに、私もはっきり覚えてませんけれども、その重要分野と指定されたんでしたね。それを受けて私どもはやっている...ご説明があれば。

藤野衛星放送課課長補佐 舟田座長のお話があったところで、資料1 - 5 - 5の法令集の23ページと27ページ、同じような内容でございますが、個人情報保護法ができたときの附帯決議でございます。23ページの下段の5、「医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野」について個別法の早急な検討を求めているわけですが、個人情報保護法の法律上も、第6条、法令集の3ページの上段で、こちらの分野について特に個別の名前は出ていませんが、第6条の3項で、「政府は、前二項に定めるものほか.....個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正

な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と、いろいろ議論いただいている中では医療、金融、情報通信が念頭にあったというふうに聞いているところですが、放送も情報通信の一環なので、得た情報がいろいろなところに与える影響は大きいことであるとかそういう状況があると思いますけれども、この辺も放送特有の事項や、ほかの業界と比べてどういうところが違って、どういうところが同じなのかということについても整理してまたご議論いただこうかと思っております。

舟田座長 経緯はそういうことですが、内容的には大谷構成員がおっしゃったようなことで、放送分野の特殊性、重要性を踏まえた個人情報保護について議論したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、当検討会として今の進め方に従っていきたいと思います。

ほかに、当検討会について全般的にご質問なりご意見はございませんでしょうか。

それでは、事務局から。

藤野衛星放送課課長補佐 それでは最後に、次回、第3回のスケジュールについてご説明させていただきます。

先ほど資料1 - 6で既にご紹介させていただきましたが、ヒアリングの開催をお願いしようと思っております。第2回会合は19日(水)でございますが10時から、第3回が21日(金)16時からで、会場は別途ご連絡を差し上げるようにしたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

舟田座長 それでは、これで第1回会合を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

11時10分 閉会